

宮 崎 市 監 査 委 員 梶 谷 欣 也
宮 崎 市 監 査 委 員 神 戸 洋 一 郎
宮 崎 市 監 査 委 員 伊 地 知 義 友
宮 崎 市 監 査 委 員 日 高 あ き ひ



定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象

教育委員会所管の小学校（小戸、大宮、宮崎東、江平、西池、瓜生野、倉岡、住吉、池内、東大宮、住吉南、佐土原、那珂、広瀬、広瀬北、広瀬西）、中学校（宮崎東、宮崎西、大宮、宮崎北、住吉、東大宮、佐土原、広瀬、久峰）の平成28年度及び平成29年4月1日から4月30日までの財務に関する事務の執行

2 監査の場所

小学校及び中学校の事務所及び監査室

3 監査の実施期間

平成29年5月8日から平成29年6月23日まで

4 監査の方法

小学校及び中学校の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

(1) おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

①理科室の薬品（劇物、毒物、危険物及び一般薬品）の管理について、その危険性や事故防止の観点から、台帳への正確な記録や定期的な点検による在庫管理など、適正に管理すべきところ、次のような不備があった。

イ. 劇物及び毒物は薬品台帳と保有量の照合を月1回、危険物及び一般薬品は学期に1回行い、その都度管理責任者（校長もしくは教頭）に報告し、それらについて記録すべきところ、規定の照合回数となっておらず、報告もれがあった。

・劇物及び毒物・・・（住吉小学校、大宮中学校、広瀬中学校、久峰中学校）

・危険物及び一般薬品・・・（大宮小学校、広瀬中学校、久峰中学校）

・管理者への報告・・・（大宮中学校、広瀬中学校）

ロ. 劇物の保管について、保管場所に「医薬用外劇物」の表示がないものや容器の転倒防止策が講じられていないものがあった。（大宮中学校）

ハ. 薬品台帳において、在庫管理に必要な「購入量」欄、「使用量」欄、「現在量」欄の記入もれや記入誤り、数量の不一致があった。

・「購入量」欄の記載もれ（東大宮中学校）

・「使用量」欄の記載もれ（小戸小学校、宮崎西中学校）

・「現在量（残量）」欄の記載誤り（住吉南小学校、大宮中学校）

- ・「使用量」欄及び「現在量(残量)」欄の記載誤り(住吉中学校)
 - ・購入量及び使用量の記録と現在量(残量)が不一致(東大宮中学校)
- 二. 薬品台帳に「保管場所」欄、「年月日」欄、「摘要」欄の記載もれ、記載誤りがあった。(池内小学校、東大宮小学校、大宮中学校、東大宮中学校)
- ホ. 薬品台帳の作成がされていないものがあった。(東大宮小学校)
- (2) 監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。
- ①小・中学校での物品購入や修繕等に係る予算執行において、事前に管理者の了承を得たものの、執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書の起案・決裁がないまま業者に業務の遂行を依頼し、その後これらの書類を起票していた学校が見受けられた。財務規則では、「支出負担行為をしようとするときは、執行伺書又は支出負担行為書によりしなければならない」と規定されていることから、規則に則った事務処理を行うよう各学校を指導するとともに、学校現場の状況を考慮し、実態に即した事務処理ができるよう、関係部局と調整を図りながら検討されたい。
 - ②公用バイクを保有しているにもかかわらず、使用実績がない学校がみられた。公用バイクは、業務の態様に応じて配置されるものであることから、適正な使用・管理を行うよう各学校を指導するとともに、配置の必要性や見直しを検討されたい。